

排出事業者のための有益情報満載ニュースレター

WASTE TODAY

12月号
2017 増刊号

2017.12.19

発行者：株式会社リーテム



今月のテーマ

「雑品スクラップ（有害使用済機器）に関する法改正」

電気電子機器等の雑品スクラップ（有害使用済機器）については、バーゼル法対応、中国での輸入規制、国内での相次ぐ火災事故などを受け、来春4月に法改正が施行される予定ですので、その方向性についてご紹介します。

（この情報は環境省の審議会での資料や、電話での問い合わせの情報ですので、あくまで方向性であり、確定情報は政省令でご確認いただければと思います。）

<環境省> 有害使用済機器の保管等に関する技術的検討会（第4回）の開催について

<http://www.env.go.jp/press/104810.html>



有害使用済機器の指定

廃棄物を除いて、いわゆる“有価物”となる以下の機器

①家電リサイクル法対象品目
（家電4品目）



②小型家電リサイクル法対象品目
（小型家電28品目）



③これらと機能及び効用が著しく類似している他の機器

（対象機器の詳細は、裏面をご確認ください。）

裏面参照



有害使用済機器の「保管」基準

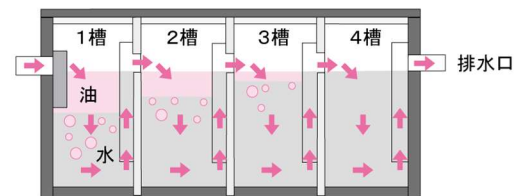
有害使用済機器の内部には、有害物質や油などが含まれており、飛散、流出、火災のおそれがあるため、以下のような保管が必要になります。

- ① 囲いの設置
- ② 保管ヤード付近の掲示板の設置

有害使用済機器等の保管場所	
管理者	氏名又は名称
	連絡先
保管又は処分の別	
主な取扱い品目	
数量	m ³
最大保管高さ	m

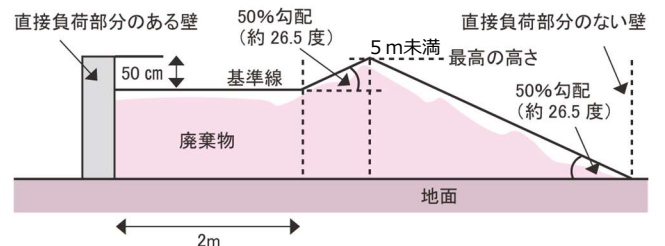
縦60cm×横60cm以上

③ 土壌・地下水汚染防止



油水分離槽

④ 保管の高さ5m未満



- ⑤ 飛散流出に関する必要な措置
- ⑥ 生活環境の保全、公衆衛生の保全等
- ⑦ 火災・延焼防止



株式会社リーテム

〒101-0021 東京都千代田区外神田2-15-2 新神田ビル7F


TEL. 03-5256-7041 Mail. info@re-tem.com <https://www.re-tem.com/>

有害使用済機器の「処分」に係る基準

処分を行う場合は、飛散、流出、騒音、振動、悪臭等の防止、周辺の生活環境保全支障がないような措置を講ずる必要があります。

①飛散流出防止 ②騒音・振動等の防止 ③火災防止等

処分の一例（対応例）

破砕の場合	・爆発などの防災対策 ・集塵機なども必要?!	
圧縮・せん断	・周囲に防音壁 ・鉄筋コンクリートの床面	
溶断	・容器内部に危険物がないことを確認 ・容器内部の換気又は不活性ガスによる置換など	

④維持管理

保管又は処分について、以下の帳簿を作成して備え付け。

- ・機器ごと
- ・引取先
- ・引取量
- ・取扱い方法（解体、処分）
- ・引渡先
- ・引渡量 など



有害使用済機器の保管等に関する「届出」手続き

有害使用済機器の保管又は処分を業として行おうとする者（産廃業者などは除く）は、管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

「申請」に準ずる届出内容は以下のとおり。

- ・ 申請者の基本情報（氏名、名称、住所など）
- ・ 事業一般（所在地、事業計画、事業場面積、付近の見取図など）

- ・ 保管する機器、保管量上限、高さ上限、保管場所の面積、構造、図面など
- ・ 処分する機器・数量、処分方法、施設の種類・数量、設置場所・構造など

※ 産業廃棄物処理業者は、この保管、処分にかかる基準以上のことを満たしているものと看做されるからか、このルールは適用されないとの方向性らしいです。

有害使用済機器として指定する品目一覧（案）

- | | |
|--|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. ユニット形エアコンディショナー（ウインド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。） 2. テレビジョン受信機のうち、次に掲げるもの a. ブラウン管式のもの b. 液晶式のもの（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）及びプラズマ式のもの 3. 電気冷蔵庫及び電気冷凍庫 4. 電気洗濯機及び衣類乾燥機 5. 電話機・ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具 6. 携帯電話端末・PHS端末その他の無線通信機械器具 7. ラジオ受信機及びテレビジョン通信機（2. のテレビジョン受信機を除く） 8. デジタルカメラ・DVDレコーダーその他映像用機械器具 9. デジタルオーディオプレーヤー・ステレオセットその他の電気音響機械器具 10. パーソナルコンピューター 11. 磁気ディスク装置・光ディスク装置その他の記憶装置 12. プリンターその他の印刷装置 13. ディスプレイその他の表示装置 14. 電子書籍端末 15. 電動ミシン 16. 電気グラインダー・電気ドリルその他の電動工具 17. 電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具 18. ヘルスメーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具 19. 電動式吸入器その他の医療用電気機械器具 | <ol style="list-style-type: none"> 20. フィルムカメラ 21. ジャー炊飯器・電子レンジその他の台所用電気機械器具（3. の電気冷蔵庫および電気冷凍庫を除く） 22. 扇風機・電気除湿機その他の空調用電気機械器具（1. のユニット型エアコンディショナーを除く） 23. 電気アイロン・電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具（4. の電気洗濯機及び衣類乾燥機を除く） 24. 電気こたつ・電気ストーブその他の保温用電気機械器具 25. ヘアドライヤー・電気かみそりその他の理容用電気機械器具 26. 電気マッサージ器 27. ランニングマシンその他の運動用電気機械器具 28. 電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具 29. 蛍光灯器具その他の電気照明器具 30. 電子時計及び電気時計 31. 電子楽器及び電気楽器 32. ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具 <p>※ 1～32 については、リサイクル法上は家庭用機器に限定されているものの、有害使用済機器としては、家庭用機器との差異について、現場での判断が容易ではない機器に限り、それ以外の機器（いわゆる業務用機器）も対象とする。</p> <p>※ 5～32 については、これらの付属品を含む（小電リサイクル法と同様）。</p> |
|--|--|

◆ リーテムのサービスのご紹介



資源リサイクルチェーン

https://www.re-tem.com/service/service_list/resource-chain/



環境法令コンサル

https://www.re-tem.com/service/service_list/laws/



株式会社リーテム

〒101-0021 東京都千代田区外神田2-15-2 新神田ビル7F

TEL. 03-5256-7041 Mail. info@re-tem.com <https://www.re-tem.com/>